注意　１　（略）
２　備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液、受精卵及び未受精卵であって、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
３　（略）

三　（略）

様式第三十号（第五十四条関係）

一

（略）
下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。
（略）

二

（略）
下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。
（略）

三　（略）

様式第四十九号（第五十九条関係）

一　（略）

家畜伝染病予防法（抄）

第四十一条　家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は要検査物につき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

（略）

二

（略）

家畜伝染病予防法（抄）

第五十一条　家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、衛生管理区域、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。

注意　１　（略）
２　備考欄には、偶蹄類の動物及び馬の精液であって、供与畜について家畜登録がなされているものを輸出する場合に、その登録番号を記入すること。
３　（略）

三　（略）

様式第三十号（第五十四条関係）

一

（略）
下記は、家畜伝染病予防法の規定に基く検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。
（略）

二

（略）
下記は、家畜伝染病予防法の規定に基く検査の結果、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。
（略）

三　（略）

様式第四十九号（第五十九条関係）

一　（略）

家畜伝染病予防法（抄）

第四十一条　家畜防疫官は、輸入されるその他の物であつて監視伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

（略）

二

（略）

家畜伝染病予防法（抄）

第五十一条　家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。